

学校給食費助成制度の対象が全世帯になります

稚内市では小・中学生がいる世帯に対し、給食費の半額相当分を支援する給食費助成制度を実施していますが、今年度から全世帯が対象となります。

また、昨年度までの制度の対象となっていた世帯については、給食費の全額が助成されます。

給食費の助成制度が2種類になり、助成の範囲や申請の仕方が異なりますので以下の説明をご覧ください。なって、お間違えのないようお願いします。

1. 稚内市学校給食費助成

●対象は全世帯の給食費

市内の小・中学校に在籍するすべての児童・生徒の給食費が対象です。

※ 所得制限はありません。

●下半期（令和5年10月から令和6年3月まで）の給食費の納付が不要

助成金が下半期（令和5年10月から令和6年3月まで）の給食費に充てられることで、保護者の皆様が納付する必要がなくなります。

●申請書の提出は必要ありません

保護者の皆様が申請書を提出する必要はありません。自動的に助成金が交付され、令和5年10月から令和6年3月の給食費を納付する必要がなくなります。

※ 助成金の交付を辞退される方は問合せ先へお申し出ください。

●給食費の納付について

下半期（令和5年10月から令和6年3月まで）の給食費は**納付の必要がありません。**

口座振替をされている方については、その期間の引き去りは行われません。

納付書を使用されている方については、**下半期（10月から3月）の納付書は使用しない**ようお願いします。誤って納付された場合は還付をしますので、還付先の口座をお知らせください。

◆助成金額等が上記の説明と異なる世帯◆

転入や転出、その他の理由により給食費の金額に変動があった場合は、助成金額や助成対象月が上記の説明と異なる場合があります。そのような世帯に対しては、個別に通知させていただきます。

裏面もあります。

2. 稚内市学校給食費**特別**助成

※以下の内容は概要になります。

詳細の案内、申請書等は別に封筒詰めで配布しています。

詳しい内容はそちらをご確認ください。

●対象は次のいずれにも該当する世帯の給食費

- ①市内の小・中学校に在籍している児童・生徒の給食費
- ②世帯全員の市民税所得割額の合計が 77,100 円以下の世帯

●上半期（令和 5 年 4 月から 9 月まで）の給食費の納付が不要になります。

1 の助成のほか、特別助成金が上半期（令和 5 年 4 月から 9 月まで）の給食費に充てられることで、保護者の皆様が納付する必要がなくなります。すでに納付済みの給食費は還付します。

●申請書の**提出が必要**です

申請書はこの用紙と同時に、封筒に入れて配布しています。児童・生徒が在籍する学校へ提出してください。申請書を失くされた場合は、稚内市のホームページからダウンロードしていただくか、問合せ先まで連絡をいただければ再発行いたします。

学校への申請書提出期限は令和 5 年 8 月 31 日です。

◆助成の対象にならない世帯◆

生活保護費を受給している世帯、就学援助の認定を受けている世帯については、上記 2 つの助成制度の対象外となります。

令和 5 年度中に認定期間が終了した世帯は、下記の問合せ先までご連絡ください。

問い合わせ/

稚内市学校給食センター（学校給食課学校給食グループ）

☎ 33-6513（8 時～16 時）

ホームページ

<http://www.kosodateyell.city.wakkanai.lg.jp/>

わからない子育て応援サイト えーる

トップ▷目的別で探す：手当・助成金▷

給食費助成事業について